

<参考文書>

産保第1847号

平成30年1月29日

別記から事業所名を挿入 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公印省略)

高圧ガス保安法の権限移譲に伴う所管行政庁について（通知）

日頃から本県の高圧ガス保安行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、高圧ガス保安法令等の改正により、千葉市内の事業所等に係る高圧ガス保安法の権限の一部が千葉県知事から千葉市長に移譲されることとなりました。

改正の概要については別紙のとおりであり、平成30年4月1日以降は、貴事業所に係る高圧ガス保安法の事務は、下記のとおり行います。

ついては、この旨御承知いただくとともに、今後の手続きに御留意くださるようお願いいたします。

記

CASE1-1から4-2を挿入

産業保安課保安対策室

電話 043-223-2737

記

CASE 1-1

高圧ガス製造施設に係る事務

千葉県防災危機管理部産業保安課

CASE 1-2

高圧ガス製造施設に係る事務

千葉市消防局予防部指導課及び予防課

CASE 2-1

高圧ガス貯蔵所に係る事務

千葉県防災危機管理部産業保安課

CASE 2-2

高圧ガス貯蔵所に係る事務

千葉市消防局予防部指導課及び予防課

CASE 3-1

特定高圧ガス消費施設に係る事務

千葉県防災危機管理部産業保安課

CASE 3-2

特定高圧ガス消費施設に係る事務

千葉市消防局予防部指導課及び予防課

CASE 4-1

高圧ガス販売所に係る事務

千葉県防災危機管理部産業保安課

CASE 4-2

高圧ガス販売所に係る事務

千葉市消防局予防部指導課及び予防課

2018年4月から千葉市内の事業所等 に係る高圧ガス保安法の事務の一部は 千葉市消防局で行います。

*液化石油ガス法に係る事務は、従来どおり千葉県産業保安課で行います。

第5次一括法の施行により2018年4月から高圧ガス保安法に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲することとなり、移譲後は、その事務を千葉市消防局指導課が行うこととなりました。

なお、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所（その区域内の事業所も含む）や液化石油ガス法の適用も受ける設備などの許認可等の事務は、引き続き千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行います。

千葉市内の事業所等にかかる事務のうち、2018年4月以降

千葉市消防局指導課が申請窓口となる事務 <手数料は現金納付となります。>

- ・高圧ガス製造事業所及び貯蔵所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス販売所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス容器検査所及び容器に係る事務（容器則）
- ・上記で発生した事故に係る事務 など

*下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

千葉県産業保安課が申請窓口となる事務 <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所並びにその事業所の区域内にある他の事業所（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）の事務
- ・液化石油ガス法の供給設備（消費設備に接続しているものに限る。）、消費設備、貯蔵施設又は充てん設備（供給設備に接続しているもの又は所在地にあるものに限る。）に係る高圧ガス保安法の事務
- ・上記で発生した事故に係る事務
- ・免状の交付等に係る事務（千葉県から高圧ガス保安協会に委託）など

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1）電話：043-223-2736

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1）電話：043-202-1667